令和８年（フ）第５０６号
川崎市川崎区渡田３丁目13番13―201号　サンヴァレー
債務者　城戸　伸介
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５０９号
川崎市川崎区川中島１丁目２番13号　大師ハウス　101
債務者　関　　駿
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５７９号
川崎市麻生区千代ケ丘８丁目16番５号　千代ヶ丘テラスハウス　Ｂ－２
債務者　岡崎　瑞穂（旧姓山岸）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１５２号
山梨県甲斐市中下条944番地１
債務者　齋藤　智美
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２８号
山梨県山梨市上之割376番地１　Ｃ―105
債務者　澤登　昭子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３０号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東543番地　県営常永団地１号棟101号、前住所山梨県中巨摩郡昭和町西条243番地１　ハイツ井口101号
債務者　入戸野　進
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５４号
静岡県富士市富士岡199番地の１　ブレッザＥ棟
債務者　古谷野　一
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第３８５号
兵庫県姫路市香寺町須加院338番地273
債務者　田中　　茂
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３９１号
兵庫県姫路市東夢前台２丁目65番地　県営姫路東夢前台住宅１号棟1009号、従前の住所神戸市灘区岩屋北町５丁目１番８号　401
債務者　宮西恵実子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３９４号
兵庫県姫路市庄田86番地１　市営住宅７棟721号
債務者　浦上組こと　浦上　良一
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３９９号
兵庫県姫路市増位本町２丁目６番８号
債務者　須内　敏仁
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４３８号
兵庫県加古川市東神吉町神吉1370番地の５
債務者　伊藤みゆき
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５０号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田949番地１　Ｋ・プラウド102号室
債務者　白井　郁太
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５３号
兵庫県姫路市手柄２丁目50番地　セルサス手柄Ａ103
債務者　ＰＡＳ　ａ　ＰＡＳこと　髙橋　亜紀（旧姓岩野）
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５４号
兵庫県姫路市峰南町１番21―107号　桑ノ木宿舎Ｃ棟
債務者　清田　由香
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２００号
奈良県北葛城郡広陵町馬見南４丁目１番６―６号
債務者　中嶋　美生
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１２９号
鳥取県米子市東福原６丁目14番49号
債務者　鎌田　了美
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部